

令和7年2月18日開会

令和7年2月18日閉会

第793回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第 7 9 3 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 9 3 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 7 年 2 月 1 8 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

### 1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（6人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 2 番	吉 田 守
1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

### 2. 欠席農業委員（1人）・欠席推進委員（1人）

8 番	高 木 伸 也	9 番	鈴 木 明 美
-----	---------	-----	---------

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	大 場 祐 一	永 島 真 弓
-------	---------	---------

### 4. 本日の会議の案件

- 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

### 5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。毎日雪かきをしている日々かなと思います。今日からまた寒波ということで少し長いようですので、くれぐれも雪の事故に遭わないように注意しながら片づけをお願いしたいと思います。また、備蓄米が放出されることとなったため、3月下旬には店頭に並ぶのではないかを報道されています。放出された後、価格がどのくらい下がるか心配なところですが、概算金ぐらいままで止まってくればいいなと様子を見ております。情報収集し、共有していただきたいと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、8番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中7名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 7 9 3 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 開 会 い た し ま す。

議 長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。  
3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。  
議 長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議  
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録  
署名人に5番委員と6番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第4号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により  
説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、■■■■集落の  
■■■■さん、譲受人は同じく■■■■集落の■■■■さんです。申請地の1ヶ  
所目は■■■■、合計面積は■■■■㎡、申請地の2ヶ  
所目は■■■■、合計面積は■■■■㎡、■■枚合計で■■■■  
㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、  
土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10aあたりの対価を記載し  
ております。世帯員の農作業従事者の状況は男性■■名、女性■■名のうち農業従事  
者■■名であります。譲受人の■■■■とも同居しており、休日は一緒に農作業  
をしております。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でござ  
いまして、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用してい  
ます。譲受人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、  
農業機械については、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機  
1台を所有しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、  
5～6ページに案内図、7～8ページには公図を添付しており赤色の枠の部分  
でございます。

議案第4号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法  
第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでし  
た。なお、■■■■には東北電力の鉄塔が建っているため、地役権が設定  
されております。高さのある建造物の築造、工作物の設置について制限はあり  
ますが、田園地帯であるため、問題ないと思われれます。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。

2 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。  
(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 その他、質疑はございませんか。

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

15 番委員 議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第 4 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 9 ページにより、議案第 5 号を朗読。今回の案件は 2 件です。  
10 ページをお開きください。整理番号 1 番です。権利の種類につきましては、使用貸借権の設定です。設定人は[ ] さんです。被設定人は、夫である[ ] です。申請地は大字[ ] の [ ] m<sup>2</sup> と [ ] の [ ] m<sup>2</sup> です。面積は合計 [ ] m<sup>2</sup> です。転用の時期は許可の日、対価は [ ] となります。  
転用の事由であります。申請人の 2 名は、現在 [ ] に住んでおりますが、[ ] の定年退職と同時に退去する予定です。退職後、設定人が育った湯川村に戻り、父親から相続した土地を有効に活用するため、住宅を新築し、夫婦で永住する計画であります。先祖代々暮らしてきた土地で自分自身も生活したいというご意向です。工事期間は、許可の日から令和 7 年 12 月 31 日まで、利用期間は許可の日から永久であります。所要面積は宅地等を含め合計 [ ] m<sup>2</sup> です。  
申請地の場所につきましては 11 ページに位置図、12 ページに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。元々家屋のあった [ ] の宅地を

分筆して、■■■■■を作り、進入路を確保しました。宅地と畑の境界に水路が通っているため、橋を架ける計画です。総務課には法定外許可申請書を提出し、受理されています。

13 ページの土地利用計画図、14～16 ページの住宅の平面図・立面図により詳細を説明。

取水は水道、汚水は下水道を利用し、雨水については西側にあるU字溝に自然排水するため、農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。申請地は、東側に水田が広がっていますが、境界となる農道から距離を取って家屋を建設するため、日照等の妨げにならず付近に及ぼす影響はないと考えます。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、第3種農地の市街地内農地に該当しており基準に合致しております。面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であります。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、預金残高により確認しております。転用による周辺農地への影響についてですが、積雪のない時の写真を確認しながら打ち合わせを実施し特に影響はないという旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われまます。

続きまして整理番号2番です。17 ページをお開きください。権利の種類につきましては、所有権移転です。譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■の■■■■■さんと■■■■■の■■■■■さんです。申請地は大字■■■■■の■■■■■の筆で登記地目、現況地目は■■■■■です。面積は■■■■■㎡です。対価は10aあたり■■■■■円です。

転用の事由であります。譲受人は、現在■■■■■に住んでおりますが、子育て支援が充実している湯川村への移住を希望していました。希望条件に合致する土地がなく、農地も視野に検討していたところ、不動産業者の仲介により地権者から農地の売却について同意が得られたため、今回の申請に至りました。工事期間は、許可の日から令和7年10月31日まで、利用期間は許可の日から永久であります。所要面積は合計■■■■■㎡です。

申請地の場所につきましては18 ページに案内図、19 ページに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

20 ページの土地利用計画図、21～23 ページの住宅の平面図・立面図により詳細を説明。

取水は水道、汚水は下水道を利用し、雨水については地下浸透及び道路側溝へ排水するため、農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。申請地は元々田であるため、道路より低く30cm程度の盛土をし、道路と高さを合わせる工事を実施します。東側の一部が農地と隣接しますが、コンクリート擁

壁を設置し、境界を明確にするため、付近に及ぼす影響はないと考えます。  
なお、擁壁は西側にも同様に設置します。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、第1種農地であり、原則として許可できない農地に該当しておりますが、例外事業の集落接続事業に該当しており基準に合致しております。面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、一般住宅の転用基準面積500㎡以内でございまして基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。農地の利用権設定をしておりましたが、申請書を提出される前に合意解約しております。次に資金についてでございますが、融資証明により確認しております。転用による周辺農地への影響についてですが、積雪のない時の写真を確認しながら打ち合わせを実施し特に影響はないという旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われま。

説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して整理番号1番について現地調査委員からの報告をお願いします。13番委員をお願いします。

13番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 続きまして、整理番号2番について現地調査委員からの報告をお願いします。3番委員をお願いします。

3番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

4番委員 1番2番共通ですが、用排水の中の特に雨水の処理について2番地下浸透及び道路側溝へ排水と記載がありますが、1番についてはどのように処理するかお尋ねしたい。

事務局 申請番号1番の雨水処理は西側にU字溝があるため、そこに流れていくようにするという事で聞いております。その先の話でしょうか。

4番委員 雨水処理について、地下浸透という言葉がよく出てくるが、地下浸透で申請をして、1年もしないうちにほとんど100%がコンクリートを打ったり、アスファルトで舗装をしたりしていると思う。

議 長 駐車場や雪捨て場のことでしょうか。

4番委員 排水や排雪のためにはコンクリートや舗装の方が便利であると思います。ですが、申請時は地下浸透としているため、使い分けしているように感じてしまう。申請書を受審する時にその点注意して確認していただくようお願いしたい。

議長 結果的にアスファルトやコンクリートになってしまうということですね。  
4番委員 土のままよりはいいのは分かる。最初から地下浸透としなくても良いのではないか。

15番委員 新築する場合はどうしてもお金がかかることである。地下浸透にとりあえずして申請するのはそこまで手が回らないという現状であり、しょうがない部分ではあると思う。少し余裕ができればやっぱり直したいということも出てくるのだと思う。

4番委員 しょうがない部分だと良いのですが、こうやったら通ると思われては困る。  
事務局 以前4番委員から雨水の排水について地下浸透が多いという話があったため、地下浸透という表記のあった申請番号2番について、今回の打ち合わせの時に立会人となった方には今後の予定について確認させていただきました。その結果、手前の駐車場の部分は砂利敷きの予定ですと今の時点の計画では予定はないということでしたけれども、外構部分は15番委員おっしゃった通り、後からプラスで工事することも多いと思います。  
現時点で出された計画でしか、農業委員会として判断が難しいと思いますが、今後の見込みは申請書受理の段階で確認はしていきたいと思っています。

14番委員 整理番号1番の件について、申請地が■■■■と■■■■と記載されていて、■■■■と■■■■は宅地ということだったが、設定人の土地になっているでしょうか。

事務局 ■■■■と■■■■は現状宅地で、所有者は設定人である■■■■さんの土地となっております。別紙の中には農地の部分しか入っておりませんが、事業計画としては宅地も含めたすべての面積で審査をするので、建物を建てる予定の部分ということで赤枠で囲みました。事業等の概要のところで所要面積としては合計で■■■■㎡ですが、そのうち農地が■■■■㎡、宅地■■■■㎡他となっております。合計■■■■㎡をどう使うかという計画で提出していただいています。すべて■■■■さんの土地です。

14番委員 ■■■■は元々■■■■さんの宅地でここは今更地ですか。  
事務局 更地になっています。

14番委員 その土地を買い戻して、ここに建てるという選択肢はなかったか。わざわざ農地を転用してまで建てる必要があるか。そのような話は出なかったか。

事務局 元々建物が建っていたのは■■■■であるため、優先順位としてはこの土地にすべきだと思うのですが、申請の時点でこの宅地は手放しておりました。■■■■さん自身も買戻しは考えておらず、奥の宅地と隣接する田と畑は現状耕作していなかったこともあり、こちらの土地の方が磐梯山もよく見えるという景観上の理由も挙げられます。申請の時に■■■■さん所有の宅地があればそのような話もできましたが、既に手放していたため、奥の田と畑と宅地を有効に活用するための計画ということで受付をいたしました。

議長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

13 番委員 議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地転用許可基準に合致しているため承認したいと思います。

議長 これより、議案第 5 号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。  
よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議長 日程第 4、議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、24 ページをお開きください。議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議案書 24 ページにより朗読。今回の案件は、新規が 5 件、再設定が 6 件であります。25 ページ以降を説明。  
内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議長 続きまして議案第 6 号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

14 番委員 整理番号 7 番・8 番について、借受者は規模拡大を希望している方なので今回 1 町近く増えましたが、息子さんと一緒に農作業されており、作業ぶりを見ても問題ないと思います。

議長 これより議案第 6 号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

10 番委員 議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているため、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより、議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決したいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決いたします。

議長 議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を原案のとおり

り決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第7号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第7号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書37ページにより朗読。今回の案件は、新規11件、再設定15件です。38ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

今月の案件の半数は元々農業委員会を通して集積計画における利用権設定をしており、令和7年3月31日の期間満了を迎えるため、令和7年4月1日あるいは令和7年5月1日から農地バンクを介した利用権設定に移行するものです。基本的には10年間で締結しておりますが、申請番号23番と24番のみ5年間という希望があり、期間が短くなっております。

新規の案件について説明します。39ページをお開きください。

申請番号1番から5番の案件については、新規申請に至った理由が同様となります。元々〇〇集落の〇〇さんと利用権設定をしていましたが、〇〇さんのご意向として、高齢であるため利用権設定は更新せず、自己所有農地のみを耕作していきたいという相談があり、〇〇集落にて大規模に耕作をされていた〇〇集落の〇〇さんに打診したところ今年から耕作いただくことになったという経過があります。

申請番号1番について、土地の所在は、大字〇〇の田及び〇〇筆の畑合計〇〇筆で〇〇㎡です。出し手となる農地所有者が〇〇集落の〇〇さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり〇〇円で水利費は農地借受者の負担です。畑は〇〇の設定のため、〇〇です。契約の始期は令和7年4月1日、終期は令和17年12月31日の10年9ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和7年3月25日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。

申請番号2番について、出し手は〇〇さん、田〇〇筆〇〇㎡です。

申請番号3番について、出し手は〇〇さん、田〇〇筆合計〇〇㎡です。

申請番号4番について、出し手は〇〇さん、田〇〇筆合計〇〇㎡です。

申請番号5番について、出し手は〇〇さん、田〇〇筆〇〇㎡です。相続未登記であったため、相続関係図と法定相続人となるご兄弟の同意書も受領しております。

申請番号6番について、出し手は〇〇さん、田1〇〇筆合計〇〇㎡です。〇〇さんは今年度まで自作で所有地を耕作しておりましたが、〇〇歳と高齢であるため、〇〇さんに来年からの耕作を依頼したとのこと。

申請番号7番について、出し手は■■■■の■■■■さん、田■■筆合計■■■■㎡です。■■■■の■■■■さんと利用権設定をしておりましたが、合意解約して■■■■さんに引き継がれました。

申請番号15番について、土地の所在は、大字■■■■の田■■筆■■■■㎡です。出し手となる農地所有者は■■■■の■■■■さん、受け手となる農地借受者は■■■■集落の■■■■さんです。対価は10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。■■■■集落の■■■■さんと利用権設定をしておりましたが、合意解約して来年から■■■■さんに耕作いただくこととなりました。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。

申請番号16番について、土地の所在は、大字■■■■他■■筆の田合計■■■■㎡です。出し手となる農地所有者は■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者は■■■■集落の■■■■さんです。対価は10aあたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。自作をしておりましたが、夏頃、農業用機械が寿命で更新できないため、来年は耕作できないという相談が息子さんからありました。現在■■■■集落で農地を借り受けて耕作しており、規模拡大も検討されておりました■■■■さんに打診したところ今年から耕作いただくことになりました。

申請番号17番について、■■■■の案件で、受け手は■■■■さんです。出し手となる農地所有者は■■■■さんです。■■■■の■■■■さんと利用権設定をしておりましたが、■■■■集落での規模縮小を考えておりましたので、今回■■■■さんに引き継ぐことになったそうです。

申請番号25番について、土地の所在は、大字■■■■他■■筆の田合計■■■■㎡です。出し手となる農地所有者は■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者は■■■■集落の■■■■さんです。対価は10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。今回の農地以外の田は元々■■■■さんに耕作していただいております、それ以外は自作していたのですが、残り■■■■筆についても耕作を依頼することになったとのことです。

70～71 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、72～73 ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

新規・再設定いずれも38ページにあります貸付相手に関する要件の2の(1)の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議 長

議案第7号申請番号16番・17番については、■■■■番委員が受け手となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。■番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより申請番号 16 番・17 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより申請番号 16 番・17 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 7 号、申請番号 16 番・17 番の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 ■番委員の入室を許可します。

議 長 議案第 7 号、申請番号 16 番・17 番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番委員 借受人として■集落の■くんが再設定として挙がってきているわけですが、借受に対しての指導を厳しくしていただきたい。よろしくをお願いします。

事務局長 今回の設定について、耕作につきましては今後内容についても農業委員会の方で指導できる部分があるようでしたら、指導していきたいと思いますが、今のところはこれから耕作という時期でもありますので、内容を確認しながら検討していきたいと思います。

4 番委員 他の人の田んぼを耕作するわけですからちゃんとやっていただきたい。厳しい指導を強く要望いたします。

5 番委員 ■さんも多く引き受けていらっしゃると思います。集落からの苦情も時に聞かれるため、いっぱい作っているからできない、少ないからできるではなく、やらなければならないことはやっていただきたい。

議 長 もしそのようなご意見等がありましたら、事務局の方にもお知らせいただきたいと思います。そのような苦情が入った場合には委員と連携して対処していきたいと思います。

12 番委員 70 ページですが、4 月 1 日から利用権設定を中間管理機構に移行するということですが、中間管理機構ではどのくらいの費用が掛かってくるのか。参考までにお伺いしたい。事務的なもので出し手と受け手に費用がかかるようだが、事務局 手数料のことかと思いますが。農地バンクを介した利用権設定への移行により、賃借料の 1 % 分で最低 800 円、最高 8,000 円かかります。農地借受者は 11 月

に賃借料が引かれますが、賃借料プラス手数料分が引き落とされます。農地所有者は12月の賃借料振込の時に賃借料から手数料が引かれた状態で振り込まれます。手数料は発生しますが、現在農業の大規模化がされている中で一人の耕作者が何十人の農地を借り受けるケースが発生します。今までの相対での利用権設定ですと、一人ひとり口座振込をしたり、現金やお米を持って行ったりしており、耕作している方もかなりの手間が発生していたと思います。今後は全て農地バンクを介することになるため、事務的な手間を省くことができるというメリットがございます。

12 番委員 事務局 MAX8,000 円で双方において何も手を出さなくても事務的なところはバンクがやってくれるということか。

事務局 賃借料のやり取りに関して言えばそのようになりますが、最初の申込みや手続きに関しては何回かやり取りさせていただきます。貸借期間も10年間なので、これまでの更新の Spann よりは長いため、手続きの回数は減ると思います。

12 番委員 事務局 今まで利用権設定していた方の事務的な作業が軽減されると認識して良いか。耕作者にとってはそのようなメリットがあり、農地所有者も所有農地のほとんどを農地バンクに貸し付けることで一定期間、固定資産税の軽減措置があるため、双方にメリットはあると思います。

12 番委員 事務局 それも8,000 円で収まるということか。調整されるということで聞いております。

15 番委員 今回の案件については特に意見はない。例えば今の話の中で貸付相手方に関する諸条件が記載されているが、適正な農地の管理など、草刈りの回数などは書かれていない。団塊の世代の離農問題もあり、適正な農家の人を受け手になってくれると良いが、農地が荒れる場合もあるため、農業委員会としてメリハリをつけて意見を具申していかなければならないと思う。■■■■■の話だが、草刈りなど周辺に迷惑をかけていると考えている。■■■■■の管理体制についても具申しても良いのではないかと考えている。湯川村の農業を守るためには、どのように経営していくかその方法をこの場でも話に挙げてもらってもよいと思う。■■■■■は農業のプロセスに欠けているため、もっとちゃんとやってほしい。もっと成長してほしい。ちゃんとやっている人は良いが、やっていない人に対して手厳しく意見を具申しても良いのではないかと思います。

議長 その件につきましては事務局と相談した上で回答していきたいと思えます。

議長 他になければ質疑を打ち切りたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第7号、申請番号16番・17番以外の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第7号、申請番号16番・17番以外の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第793回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第4号 原案のとおり決定

議案第5号 原案のとおり承認

議案第6号 原案のとおり決定

議案第7号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和7年2月18日午前10時40分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年3月19日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員